

[様式 9]

第二種奨学金貸与期間延長願

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり貸与期間の延長を希望いたしますので、引続き奨学金貸与の継続をお願いします。
また、卒業期が延びる場合には、返還総額が増すことを理解したうえで、独立行政法人日本学生支援機構学資金の貸与期間(終期)を下記のとおり延長することを願います。
なお、返還誓約書(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)で確認し、誓約した内容に加えて、貸与期間(終期)の延長に係る一切の債務に関しても、
確認書並びに返還誓約書(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)及び日本学生支援機構諸規定に定める取扱いに従うことを誓約します。

太枠線内及び必要事項は正確に、もれなく記入し、学校に提出してください。

奨学生番号、学籍番号、提出日、生年月日、フリガナ、氏名(自署)の記入欄

※本人氏名の押印欄は、「変更後の借用金額」を訂正する場合のみ必要です。
※訂正を行う場合は、訂正箇所にご重線を引いて、はっきりと読み取れるように、訂正箇所の直近余白に書き直してください。なお、下記の2つの箇所を除いて、訂正印は不要です。
①「変更後の借用金額」(人的保証の場合は本人印・連帯保証人実印・保証人実印、機関保証の場合は本人印による訂正印が必要) ②「保証制度」(連帯保証人欄は連帯保証人実印、保証人欄は保証人実印による訂正印が必要)

変更後の借用金額(予定・総額)の記入欄

※変更後の借用金額は、貸与期間中に貸与される総額(延長分を含む。)を記入してください(入学時特別増額貸与奨学金分も含む。)。
※本願による貸与期間延長に加え、貸与月額も変更となる場合は、貸与月額変更後の金額を記入してください。
※本願に記載された変更後の借用金額が予定する借用金額を上回っている場合は、貸与月額及び貸与終期から算出される借用金額を正しい金額として取扱います。

現行の貸与期間、希望する貸与延長期間、延長事由、休学期間、(準)国費受給期間の記入欄

■保証制度

※人的保証の場合は、連帯保証人・保証人それぞれの自署と実印での押印、及び添付書類として印鑑登録証明書が必要です。※機関保証加入者は、貸与期間の延長に伴い保証料月額が変更となります。

連帯保証人、保証人、機関保証の記入欄

※機構届出の連帯保証人又は保証人が債務整理(破産等)中の場合は、本願提出前に「連帯保証人・保証人等変更届」を提出してください。

■親権者又は未成年後見人(本人が未成年者の場合のみ記入)

上記の者が、現在貸与を受けている奨学金について本申請を行うことに同意します。

親権者又は未成年後見人の住所、氏名、電話番号の記入欄

本人が未成年者の場合には、親権者がそれぞれの欄に自署してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親です。両親がいる場合は、必ず二名とも記入してください。いずれかいない場合は一人が記入し、余白に一人の旨を記入してください。未成年後見人がいる場合は、未成年後見人が自署してください。奨学金申込時の「親権者又は未成年後見人」から変更されている場合は、余白にその旨を記入してください。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。
(学校の証明) 20 年 月 日

学校名 京都大学
関係課長(※) 教育推進・学生支援部学生課長 岸下 智行

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。